

議案第 6 4 号

おいらせ町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る
固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例につ
いて

おいらせ町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定
資産税の特別措置に関する条例（平成 3 0 年おいらせ町条例第 4 号）の一
部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 1 2 月 3 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法
律（平成 1 9 年法律第 4 0 号）の一部改正及び地域経済牽引事業の促進に
よる地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 2 5 条の地方公共団体等
を定める省令（平成 1 9 年総務省令第 9 4 号）の一部改正に伴い、引用条
項等の所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る
固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

おいらせ町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定
資産税の特別措置に関する条例（平成30年おいらせ町条例第4号）の
一部を次のように改正する。

第1条中「第24条」を「第25条」に改める。

第2条中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に、「地
域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第
25条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進に
よる地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等
を定める省令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。